

# あなたの家は大丈夫!?

## それ、違反です!!

せっかく建てた家を違反建築物にしないために、ぜひ知ってください。

### ●カーポート



事前に「確認申請」という手続きをしないと違反になる場合があります。

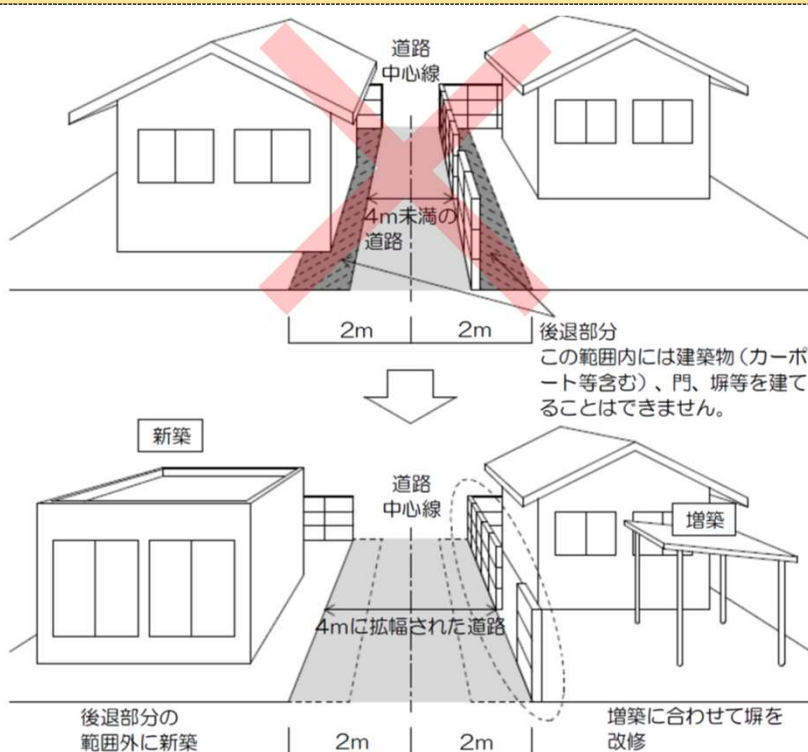
### ●物置き



### ●門や塀

事前に「確認申請」という手続きをしないと違反になる場合があります。

また、あなたの所有地であっても、その部分が「建築基準法上の道路」である場合は、**道路後退の必要な部分に建築物を建てると違反になる**場合があります。



建築基準法では、屋根と壁または屋根と柱があるものは家と同じ「建築物」です。「建築物に附属する門または塀」も「建築物」です。計画の際は事前に「建築士」に必ずご相談ください。

※ これらは全て、大きさや形状・地域等によって取扱いが異なる場合があります。